

【ABC 消費者情報 Vol. 67】

◎ハガキによる架空請求に注意を！

ハガキによる架空請求の相談が、再び増加しています。

■相談事例

○訴訟通知書と記載されたハガキが届いた。「あなたが以前契約した訪問販売業者に対して料金未納あり、訴状が出された。最終確認書だ。覚えが無い場合は連絡を。連絡せずに放置していると裁判になり、給料や財産を差し押さえる。」等と書いてある。契約した覚えが無い。どうしたらよいか。

■アドバイス

○心当たりのない「未払い金請求」や「訴訟」などの文句があったら架空請求詐欺の疑いがあります。

○身に覚えのない請求は無視し、一切連絡をしないようにしましょう。

○一度連絡してしまうと、相手に電話番号を知られてしまい、脅迫めいた電話がかかってきたり、個人情報聞き出されてしまったりすることがあります。

○あやしいと思ったら支払わず、消費生活センターに相談しましょう。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-252-1919

■警察総合相談電話

Tel:099-254-9110

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611